

小児がんの治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書

小児がんの治療等特別な理由で予防接種から得た抗体が失われ、感染症予防のためワクチンの再接種が必要となる場合、現行の予防接種法においては定期予防接種の対象外となり、接種費用は任意予防接種として全額自己負担となっている。

再接種は、疾病の治療というやむを得ない事情によること、また、免疫を獲得しておくことは集団予防に寄与することから、本市においては、接種費用の助成制度の構築に向けて検討を行っているところである。

しかしながら、本来、再接種については、個人の感染症予防はもとより感染症の発生及びまん延の予防として公衆衛生上重要であること、健康被害時における救済制度が定期予防接種においては充実していることから、予防接種法において制度化し、定期予防接種と同様に扱うべきである。

よって、国におかれては、特別な理由で抗体が失われた患者へのワクチン再接種に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 予防接種に関する法令を改正し、特別な理由で抗体が失われた患者へのワクチン再接種を国の責任において制度化すること。
- 2 ワクチン再接種の実施に当たっては、被接種者及び保護者への経済的負担を軽減すること。
- 3 ワクチン再接種により健康被害が生じた場合には、定期予防接種と同様に国の救済制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣